



浜松市

自治会の皆さまへ

防犯カメラを 無料[※]で 貸し出します！

先着
10台!!



対象者

浜松市内の自治会

※ 個人の方は対象となりません。

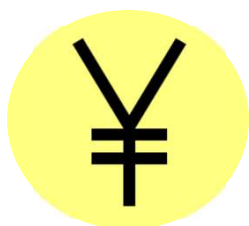
撮影可能範囲



迷惑行為の抑止のため必要と認められる最小の範囲

※ 迷惑行為を受けた建物その他の工作物及び土地に限ります。

貸し出しのポイント



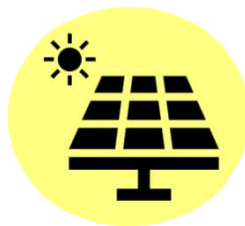
貸与料無料

費用の負担なくご利用できます。



6か月貸与

お試しで設置し、効果を確認できます。



ソーラーパネル付き

電源工事が不要で、どこでも設置可能です。



録画機能付き

SDカードに録画し、防犯に役立ちます。

申請窓口・お問い合わせ先

市民生活課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

TEL 053-457-2231 FAX 053-452-0291

✉ simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

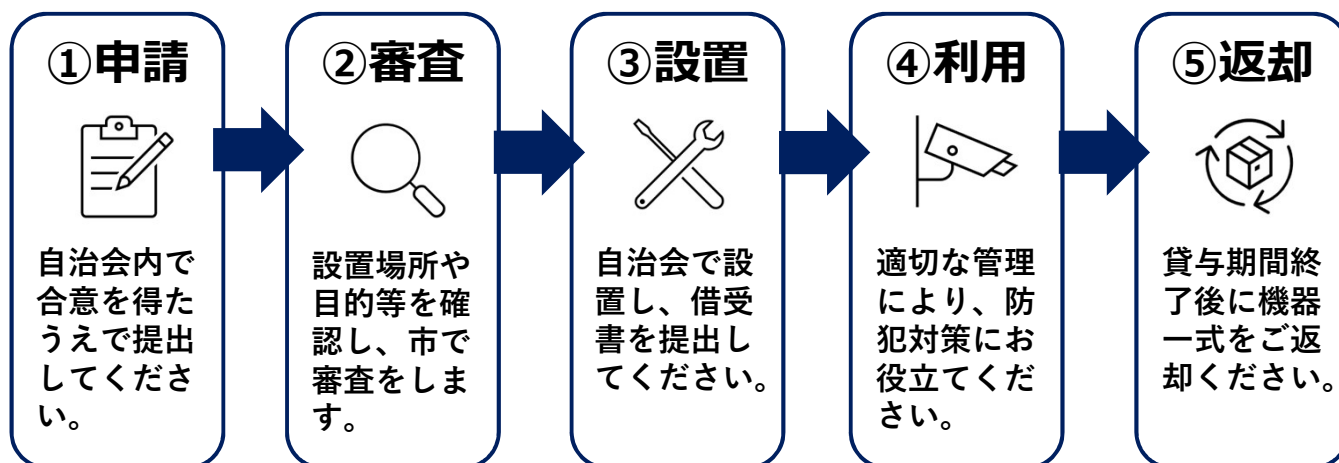


浜松市

1 貸与するもの（無償）

防犯カメラ	ソーラー パネル	SDカード (128GB)	ワイヤー・ 南京錠	設置表示看板
				

2 手続きの流れ



3 ご利用にあたっての注意事項

- ・貸与対象者は建物等が迷惑行為を受けた自治会となります。
- ・設置について、自治会内で調整が完了し、合意を得たうえで申請書を提出してください。
- ・先着10台までの貸与となります。
- ・防犯カメラ設置場所の所有者の同意を得てから設置してください。
- ・防犯カメラが設置していることを標識等により明示する必要があります。
- ・撮影したデータは自治会が定めた管理責任者のみが取り扱うことができます。
- ・プライバシーの保護や不必要な個人情報等の取得をしないよう配慮してください。
- ・電池交換、設置場所変更、設置場所の原状回復等に係る経費は自治会の負担になります。
- ・防犯カメラの設置や管理運用に関する苦情を受けたときは、自治会にて対応してください。

市ホームページから申請書のダウンロードができます。 

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/simink/bouhan/bohan_camera_taiyo.html

